

制定2018年7月21日
改正2021年2月25日
改正2022年2月24日
改正2024年2月1日

「ルネサンス・フランセーズ—文化・連帯・フランス語」
日本代表部 会則

名称

1. この組織はルネサンス・フランセーズ日本代表部(Délégation de La Renaissance Française au Japon、略称RFJ)と称する(以下 RFJ)。

所在地

2. RFJ の所在地は、神奈川県横浜市あざみ野4丁目26番地15号に置く。ただし、郵便物の住所は、東京都港区南麻布4-11-44 フランス大使館領事部気付とする。

目的

3. パリに本拠地を置く公益法人ルネサンス・フランセーズ本部の考え方に沿って文化、連帯、フランス語圏を促進する個人や団体の活動を支援することにより世界平和に貢献することを目的として、平成30年6月27日に設立された。

事業

4. RFJ の活動は各種栄誉章授与、出版物、講演会、展示会、コンサート、レセプション、コンクール、救助、視聴覚 通信等によるもので非営利である。
5. RFJの目的に顕著に献身した人に対して RFJはその模範的な内容に相応しい表彰状とメダルを授与する。受章対象候補者の出願はあらかじめ RFJ が定めた規定に則りパリ本部表彰者選定のため審査委員会に提出しなければならない。

会員

6. RFJ は個人会員、団体会員、名誉会員で構成される。公私の団体、企業も会員になることが理事会によって承認される。個人会員は正会員、地方会員、学生会員、海外会員、及び賛助・法人会員である。すべての会員は理事会によって承認される。
7. 年会費は個人会員が1万円、地方会員は5千円、学生会員は3千円、法人会員が1口5万円とする、名誉会員と海外会員は無料とする。会費は年次総会によって決定される。名誉会員は RF Jの活動に貢献した会員に対し常任理事会によって任命される。
8. 会員資格は次の3つの事由で喪失か処分の対象となる。会員は、①自発的退会 ②会費未納、③コンプライアンス規定違反、等に基づく重大な事由によって理事会から注意、休会、退会、除名の処分を受ける。

組織・運営
(理事会)

9. RFJは理事会によって運営される。理事は、別途定める選出規定により、会員総会において選出する。理事の人数は会員数の2割程度とし、任期は2年とするが、1年ごとに見直すことができる。重任は妨げない。理事の補充は理事会の承認を経て、立候補を臨時総会に諮り決定する。理事は理事会に出席しなければならない。出席に困難が多く理事の責務遂行が難しい場合は理事を辞任することができる。
10. 理事の中から、会長1名、副会長2名ないし3名を選出する。理事会は理事会の議決事項の執行及びその他理事会の議決を要しない業務の執行を司る。理事会はその下に事務局を設置し個別活動を担当する委員会等を設置することができる。

(監事・顧問)

11. 監事はRFJの活動業務を会務運営と会計処理を監査する。監事は、別途定める選出規定により、会員総会において1ないし2名の監事を選出し、監事の任期は2年とするが、1年ごとに見直すことができる。重任を妨げない。監事の補充は理事会の承認を経て、立候補を臨時総会に諮り決定する。
12. 顧問はRFJの活動業務に意見を具申する。名誉顧問は国際経験を、顧問は識見を有する者を、会長が複数名指名する。その任期は2年とするが、1年ごとに見直すことができる。重任を妨げない。
13. 名誉会長は国際機関等の会長を経験した者に対してその呼称が与えられる。創設名誉会長はRFJの創立に貢献した者等にその呼称が与えられる。

(総会)

14. RFJの総会は、個人会員・団体会員を持って構成し、会長は毎年1回の会員総会を招集する。
15. 総会は、以下の事項を議決し、その議決は出席会員の多数決を原則とする。
 - ・会則の変更
 - ・解散
 - ・理事・監事の選任または解任
 - ・事業報告及び収支決算
 - ・次年度事業方針及び予算
 - ・その他RFJの運営に関する重要事項
16. 理事会の発議または会員多数の請求、または監事の請求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。議決は前条の原則による。
17. 総会の議事については、議事録を作成する。

事業報告書及び決算

18. 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

財源

19. RFJ は会員の納入する年次または臨時の会費および寄付金を財源にして運営をはかる。
- 20.

会計年度

21. その会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり12 月 31 日に終了する。

規定外事項

- 第20条 本会則に定めなき事項については、理事協議のうえ別途細則を定める。
ただし軽微な細則については会長決定によることができる。

附則

- 第1条 この会則は2023年2月1日より施行する。